

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改める。
附則第29項から第31項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第33項の次に次の5項を加える。

（固定資産税の課税標準の特例）

- 34 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 35 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 36 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 37 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 38 法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の改正規定及び附則に5項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）附則第29項から第31項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第34項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第35項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第36項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第37項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条

第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第38項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄